

市政運営会議の設置及び運営に関する規程

(設置)

第1条 本市の行政運営の基本方針及び重要施策等について情報の共有を行い、市政の効率的な執行を図るため市政運営会議を設置する。

(組織)

第2条 市政運営会議は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、参与及び別表に掲げる職にある者（以下「部長等」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 市政運営会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、及び主宰する。

2 会議は、原則として毎月（市議会定例会月会議開催月を除く。）第4火曜日及び市議会定例会月会議開催月の翌月の第1木曜日に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に会議を開催することができる。

3 市長は、会議の付議事項に応じ、前条の規定により市政運営会議を構成する者以外の者を会議に出席させることができる。

4 部長等が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

5 部長等（総務部長を除く。）は、前項の規定により代理の者を出席させるときは、当該代理の者の職及び氏名を総務部長に報告するものとする。

6 部長等又は第3項若しくは第4項の規定により会議に出席する者は、会議において、その所管事務に係る会議の付議事項についての説明、報告等を行うものとする。

(付議事項)

第4条 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合政策会議における決定事項
- (2) 各部局にわたる施策の調整に関すること。
- (3) 市議会に提出する議案（予算、重要施策の計画及び総合政策会議に付議された重要案件に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 各部局間で情報共有する必要がある連絡又は報告事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(付議手続)

第5条 部長等は、所管事務につき会議に付すべき事項があるときは、当該事項の処理期限等を十分勘案の上、市政運営会議付議要求書（様式第1号）に関係書類を添えて総務

部長に会議への付議を求めるものとする。

- 2 総務部長は、前項の規定による付議の要求があったときは、市長に上申の上、速やかに会議に付議しなければならない。この場合において、提出資料等に不備があるときは、その補正を依頼することができる。

(付議事項の周知)

第6条 部長等は、出席した会議の付議事項について、部内会議等により、所属する課等の職員に対し周知徹底を図らなければならない。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(会議要録の作成)

第8条 総務部総務課長は、会議終了後遅滞なく、当該会議に係る次に掲げる事項を記載した会議要録を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者の職名
- (4) 付議事項名
- (5) 特記事項等

(会議要録等の公表)

第9条 総務部総務課長は、前条の会議要録及び会議資料を伊賀市ホームページに掲載し、及び総務部総務課において閲覧に供することにより、これを公表するものとする。ただし、会議要録又は会議資料の中に伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条に規定する非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、原則として、会議終了後2週間以内に行う。

(庶務)

第10条 市政運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(市政運営会議の会議要録及び会議資料の公表に関する要領の廃止)

2 市政運営会議の会議要録及び会議資料の公表に関する要領（平成24年伊賀市訓令第8号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

デジタル自治推進局長 防災危機対策局長 総務部長 企画振興部長 財務部長 地域連携部長 人権生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 建設部長 消防本部消防長 上野総合市民病院副院長（事務部門） 会計管理者 上下水道部長 教育委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長
--

令和6年度 総合政策会議名簿

(令和6年4月1日)

	役 職 名	氏 名	備 考
1	市長	岡 本 栄	
2	副市長	宮 崎 寿	
3	教育長	谷 口 修 一	
4	上下水道事業管理者	高 木 忠 幸	
5	参与兼防災危機対策局長	山 本 幸 一 郎	
6	デジタル自治推進局長	奥 田 泰 也	
7	総務部長	月 井 敦 子	
8	企画振興部長	風 隼 徳 彰	
9	財務部長	福 岡 秀 明	
10	地域連携部長	藪 中 英 行	
11	人権生活環境部長	瀧 口 嘉 之	
12	健康福祉部長	濱 村 昭	
13	産業振興部長	堀 川 敬 二	
14	建設部長	岩 野 庄 司	

(事務局)

役 職 名	氏 名	備 考
企画振興部次長兼総合政策課長	中 矢 裕 丈	
企画振興部総合政策課主幹	藤 田 成 充	
企画振興部総合政策課	森 晃 基	

令和6年度 市政運営会議名簿

(令和6年4月1日)

	役 職 名	氏 名	備 考
1	市長	岡 本 栄	
2	副市長	宮 崎 寿	
3	教育長	谷 口 修 一	
4	上下水道事業管理者	高 木 忠 幸	
5	参与兼防災危機対策局長	山 本 幸 一 郎	
6	デジタル自治推進局長	奥 田 泰 也	
7	総務部長	月 井 敦 子	
8	企画振興部長	風 隼 徳 彰	
9	財務部長	福 岡 秀 明	
10	地域連携部長	藪 中 英 行	
11	人権生活環境部長	瀧 口 嘉 之	
12	健康福祉部長	濱 村 昭	
13	産業振興部長	堀 川 敬 二	
14	建設部長	岩 野 庄 司	
15	消防本部消防長	林 浩 己	
16	上野総合市民病院副院長	松 田 克 彦	
17	会計管理者	前 川 智 恵 美	
18	上下水道部長	堀 山 和 弘	
19	教育委員会事務局長	川 部 千 佳	
20	監査委員事務局長	稲 森 真 一	
21	産業振興部次長兼農業委員会事務局長	福 山 朋 宏	
22	議会議務局長	松 山 英 稔	

(事務局)

役 職 名	氏 名	備 考
総務部次長	川 口 光 博	
総務部法務統括監	塩 谷 尚 也	
総務部総務課長	竹 内 義 徳	
総務部総務課行政係長	芝 原 理 恵	
総務部総務課行政係	細 井 尚 希	



2024(令和6)年度 伊賀市庁議日程



(2024年3月28日現在)

総合政策会議						市政運営会議					
回	月 日	時 間	場 所	事前レクチャー※ 10:00~12:00	案件締切	回	月 日	時 間	場 所	事前レクチャー※ 11:00~12:00	案件締切
第1回	2024年 4月 2日(火)	13:30~17:00	庁議室	3月26日(火) 13:00~15:00	3月21日(木)	第1回	2024年 4月 1日(月)	辞令交付終了後	庁議室	3月27日(水)	3月25日(月)
第2回	2024年 4月18日(木)	13:30~17:00	庁議室	4月11日(木)	4月 8日(月)	第2回	2024年 4月23日(火)	9:15~12:00	庁議室	4月17日(水)	4月15日(月)
第3回	2024年 5月 7日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	4月30日(火)	4月24日(水)	第3回	2024年 5月29日(水)	9:15~12:00	庁議室	5月23日(木)	5月21日(火)
第4回	2024年 5月23日(木)	13:30~17:00	庁議室	5月17日(金)	5月14日(火)	第4回	2024年 7月 4日(木)	9:15~12:00	庁議室	6月28日(金)	6月26日(水)
第5回	2024年 7月 2日(火)	13:30~17:00	庁議室	6月25日(火)	6月20日(木)	第5回	2024年 7月24日(水)	9:15~12:00	庁議室	7月18日(木)	7月16日(火)
第6回	2024年 7月18日(木)	13:30~17:00	庁議室	7月11日(木)	7月 8日(月)	第6回	2024年 8月26日(月)	9:15~12:00	庁議室	8月22日(木)	8月20日(火)
第7回	2024年 8月 7日(水)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	7月31日(水)	7月26日(金)	第7回	2024年10月 7日(月)	13:30~16:15	庁議室	10月 2日(水)	9月30日(月)
第8回	2024年 8月22日(木)	13:30~17:00	庁議室	8月 8日(木)	8月 6日(火)	第8回	2024年10月22日(火)	9:15~12:00	庁議室	10月17日(木)	10月15日(火)
第9回	2024年10月 2日(水)	13:30~17:00	庁議室	9月26日(木)	9月20日(金)	第9回	2024年11月26日(火)	9:15~12:00	庁議室	11月20日(水)	11月18日(月)
第10回	2024年10月24日(木)	13:30~17:00	庁議室	10月15日(火) 15:00~17:00	10月 9日(水)	第10回	2025年 1月 6日(月)	10:00~12:00	庁議室	12月26日(木) 13:00~14:00	12月23日(月)
第11回	2024年11月 5日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	10月29日(火) 13:00~15:00	10月24日(木)	第11回	2025年 1月28日(火)	9:15~12:00	庁議室	1月23日(木)	1月21日(火)
第12回	2024年11月20日(水)	13:30~17:00	庁議室	11月14日(木)	11月11日(月)	第12回	2025年 2月26日(水)	9:15~12:00	庁議室	2月19日(水)	2月17日(月)
第13回	2025年 1月 7日(火)	13:30~17:00	庁議室	12月24日(火)	12月19日(木)	<p>※事前レクチャー: 総務課及び総合政策課が庁議開催事項について行っている市長・副市長レク日程です。 ※付議される案件内容については、案件締切日までに、担当部署から市長及び副市長にレクを行ってください。</p> <p>市政運営会議事務局: 総務部総務課 問い合わせ: 外線22-9601(内線2723) 総合政策会議事務局: 企画振興部総合政策課 問い合わせ: 外線22-9620(内線2744)</p>					
第14回	2025年 1月23日(木)	13:30~17:00	庁議室	1月16日(木)	1月10日(金)						
第15回	2025年 2月 4日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	1月29日(水)	1月24日(金)						
第16回	2025年 2月20日(木)	13:30~17:00	庁議室	2月13日(木)	2月 7日(金)						

< 市政運営会議確認事項 >

<< 付議事項について >>

市政運営会議に付議する事項は次のとおりです。（伊賀市市政運営会議設置及び運営規程（案）第4条）

- （1） 総合政策会議における決定事項
- （2） 各部局にわたる施策の調整に関すること。
- （3） 市議会に提出する議案に関すること（予算、重要施策の計画及び実施に関すること及び重要案件に関するものを除く。）。
- （4） 各部局間で情報共有する必要がある連絡・報告事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

<< 提出資料について >>

1. 案件締切日※までに

- ・【提出資料】 付議要求書、案件資料（任意様式） データ及び紙媒体にて各7部
- ・ 付議書様式は、グループウェア掲示板「庁議ニュース」にて掲載しています。ただし、案件資料は任意の様式で構いません。
- ・ 資料が複数のファイルに分かれる場合、ファイル名に番号を付すなど分かりやすくするよう工夫してください。
- ・ 市政運営会議に提出する報告案件については、総合政策会議で決定した案件以外は必要に応じて市長、副市長へ個別にレクチャーを済ませておいてください。
- ・ 総合政策会議の結果報告については、市長、副市長へのレクは必要ありません。

2. 市政運営会議当日までに（総務課の市長・副市長レク終了後）

- ・ 市長・副市長への事前レク終了後、資料の修正等がありましたら、総務課から連絡しますので、修正後の資料を総務課まで速やかに提出してください。
- ・【提出資料】 修正後の資料のデータ及び紙媒体にて1部

※市政運営会議に関する日程については、グループウェア掲示板「庁議ニュース」にて掲載しています。

なお、日程は随時変更となる場合があります。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

総務部長 様

（部長職又は次長職等）

市政運営会議付議要求書

付議希望回*	第 回・臨 時
提案部局	（説明者、担当課（室）名及び担当者職・氏名（連絡先））
件 名	
付議根拠	伊賀市市政運営会議設置及び運営規程 第4条第 号
付議事項の 概 要	（目的、経緯、内容等）
付議事項の 要 点	（情報共有又は関係部局へ依頼する内容等を簡潔に記載）
参考事項	（過去の実績、提出部局内等の調整経過・意見、他市の状況等）
関係資料*	無・有 { 資料名： }
備 考	

* いずれかに○を付すこと。

（注）市政運営会議結果（会議要録、資料）は、原則公開となります。

＜総合政策会議確認事項＞

総合政策会議に付議する事項（伊賀市総合政策会議等の設置及び運営に関する規程第2条第6項より）

- (1) 市政の基本方針（予算編成方針）等に関する事
- (2) 行政運営に係る重要事項等に関する事
- (3) 市議会に提出する重要案件や市議会への対応に関する事
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

【付議の前に】

- 総合政策会議に付議すべき案件ですか？
- 審議のポイントは明確になっていますか？
- 付議要求書は、必要な事項が適切に記入されていますか？
- 伊賀市議会基本条例第10条の7つの項目について、整理ができていますか？

【総合政策会議付議の流れ】

- 案件締切日までに

【提出資料】 付議要求書及び資料 各7部（紙媒体）を提出



● [総合政策課]

総合政策課による市長・副市長への全体レク終了後、
資料の修正及び電子データ等の提出について連絡します。

- 提出期限までに

電子データを、総合政策課代表へ、メールで提出、
併せて紙媒体資料（1部）を提出

※データ等の差し替えについては、別途指示します。



- 総合政策会議（当日の流れ）

- ① 「付議事項の概要」を説明してください。【部局長】
 - ② 次に、必要に応じて詳細説明をしてください。【担当課】
 - ③ 説明後、構成員に質疑、意見を求めます。
 - ④ 上記意見等を踏まえ、対応方等について総括してください。【部局長】
- ※当日の意見等は、担当課で適宜メモしておいてください。

- 庁議日程について

GW 掲示板（全庁掲示板＞庁議ニュース＞XX年度 庁議日程）に掲載しています。
日程変更があればその都度更新します。

- 各種様式について

GW ライブラリ（総合政策課＞00 総合政策会議(2024.04.01～)）へ掲載しています。

伊賀市総合政策会議等の設置及び運営に関する規程(案)

(設置)

第1条 本市の市政の基本方針や行政運営に係る重要事項等について審議決定するとともに、各部局間相互の調整を行い、市政の効率的な執行を図るため総合政策会議及び検討部会を設置する。

(総合政策会議)

第2条 総合政策会議は、市政の基本方針や行政運営に係る重要事項等の最終意思決定を行う機関とする。

2 総合政策会議は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、別表第1に掲げる委員及び付議事案担当部長等をもって構成する。

3 市長は、必要に応じ、前項に定める者以外の者を総合政策会議に出席させることができる。

4 総合政策会議は、市長が招集し、主宰する。

5 総合政策会議は、原則として毎月（市議会定例会議開催月を除く。）第1火曜日及び第3木曜日に開催する定例会議と臨時会議とする。

6 総合政策会議に付議する事項は、次のとおりとし、総合政策会議における付議事項の提案は、原則、第2項に規定する総合政策会議を構成する者又は第3項の規定により総合政策会議に出席する者が行う。

(1) 市政の基本方針（予算編成方針を含む。）等に関すること。

(2) 行政運営に係る重要事項等に関すること。

(3) 市議会に提出する重要案件や市議会への対応に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(検討部会)

第3条 総合政策会議において個別に検討すべき事項が生じたときは、必要に応じ検討部会を開催することができる。

2 検討部会の構成員及び担当課等は、総合政策会議において決定する。

3 検討部会は、前項により決定された担当課等を所管する部長等が招集し、主宰

する。

(総合政策会議等の非公開)

第4条 総合政策会議等は、非公開とする。

(付議手続)

第5条 特別職を除く部長等は、所管事務につき総合政策会議に付すべき事項であると判断したときは、付議事案の処理期限等を十分勘案の上、総合政策会議付議要求書(様式第1号)及び関係書類を、企画振興部長に提出しなければならない。

2 企画振興部長は、前項の規定により付議要求書及び関係資料が提出されたときは、市長に上申の上、速やかに総合政策会議に付議しなければならない。なお、提出資料等に不備があるときは、その補正を依頼することができる。

(庁議結果の公表等)

第6条 庁議の会議結果は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)の規定に基づき、必要と認められる事項を公開するものとする。

(庶務)

第7条 総合政策会議に関する庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

2 検討部会に関する庶務は、第3条第2項で決定された担当課等において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(伊賀市庁議設置及び運営規程の廃止)

2 伊賀市庁議設置及び運営規程(平成24年12月28日訓令第33号)は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

参与 デジタル自治推進局長 防災危機対策局長
長 総務部長 企画振興部長 財務部長 地域
連携部長 人権生活環境部長 健康福祉部長
産業振興部長 建設部長

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

企画振興部長 様

（部長職又は次長職等）

総合政策会議付議要求書

付議希望回*	第 回・臨 時
提案部局 (説明者)	(担当課(室)名及び担当者職・氏名(連絡先))
件 名	
付議根拠* (伊賀市庁議 設置及び運 営規程 第 2条第6項)	(1)市政の基本方針(予算編成方針を含む。)等に関する事 (2)行政運営に関する重要事項等に関する事 (3)市議会に提出する重要案件や市議会への対応に関する事 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項 ()
総合計画 該当箇所	施策No. 施策キーワード
付議事項の 概要	
提案に至る までの経緯	
審議の ポイント	
今後の スケジュール	
備 考	

※「*」いずれかに○を付すこと。

※行は適宜追加してください。

※総合政策会議付議要求書、資料と併せて提出してください。

総合政策会議付議に係るチェックシート

提案部局： _____

(担当課(室)名及び担当者職・氏名(連絡先))

※次の事項をご確認のうえ、ご提出ください。(レ点を入力)

1 次のことについて、整理ができていますか？

(付議の段階により、必要な項目は異なりますので、不要と判断した場合は、「不要」にチェックしてください。)

- | | |
|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> (1) 政策の発生源 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (2) 政策に至るまでの経緯 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (4) 市民参加の実施の有無とその内容 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (5) 総合計画との整合性 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (6) 財源措置 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (7) 将来にわたるコスト計算 | <input type="checkbox"/> 不要 |

2 1を踏まえて、確認します。

- 総合政策会議に付議すべき案件ですか？
- 審議のポイントは明確になっていますか？
- 市長・副市長との協議は行いましたか？
- 実施(予定)日時：XX月XX日 XX：XX～)
- 付議要求書は、必要な事項が適切に記入されていますか？

※【参考】伊賀市議会基本条例

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算